

「接続料の算定等に関する研究会（第28回）」 ヒアリング資料

NTT
docomo

2020年 1月10日

I 「卸契約」に対する当社の考え

II モバイル市場における音声サービスの現状と接続

「卸契約」に対する当社の考え

多様な要望に応じた柔軟な条件で提供することが、
多様な新サービスを開花させるために重要



自由な卸契約こそが、イノベーションを加速させ、市場を拡大

現行制度における「接続協定方式」と「卸契約」

卸契約は、現行制度においてもビジネスベースの自由な契約が認められている

接続協定方式

(第二種指定電気通信設備の場合)

相互に設備を構築し、それぞれの役務区間を適正な原価 + 適正な利潤で相互に利用

法定された算定に基づく料金
(電気通信事業法第34条第3項第2号)

接続約款に基づく画一的な条件
(電気通信事業法第34条第4項)

接続応諾義務※
(電気通信事業法第32条)

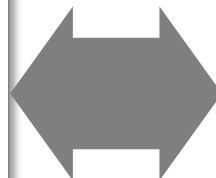
※MNOグループMVNOによるクリームスキミングな利用等に課題有

卸契約

市場変化の激しい市場において、設備投資リスクや料金、相互のアセット等を総合的に勘案して当事者間の協議により決定

ビジネスベースの料金
(算定方法は法定されていない)

ビジネスベースの自由な条件
(条件は法定されていない)

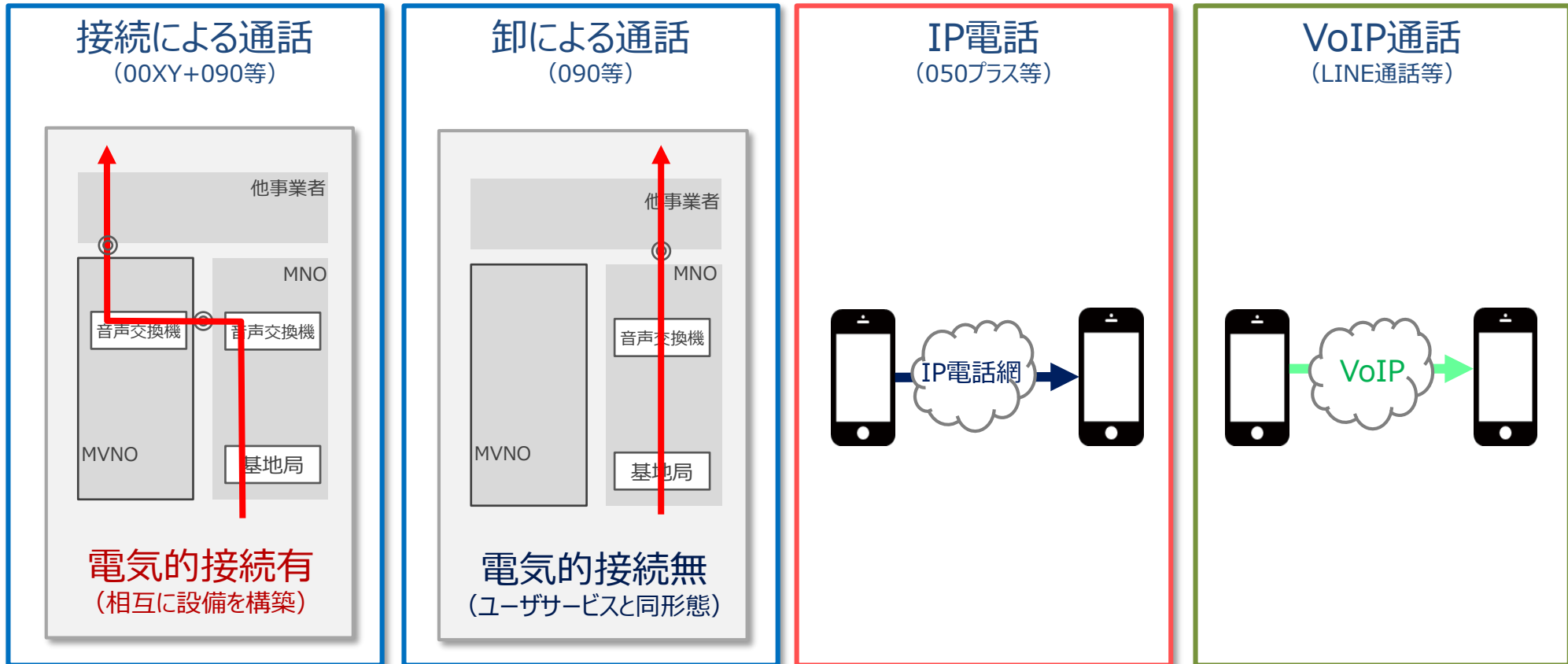


I 「卸契約」に対する当社の考え

II モバイル市場における音声サービスの現状と接続

モバイル市場における音声サービス

多様な通話方式が普及してきている市場環境において、事業者が投資リスク/品質/料金等を勘案して戦略的に選択

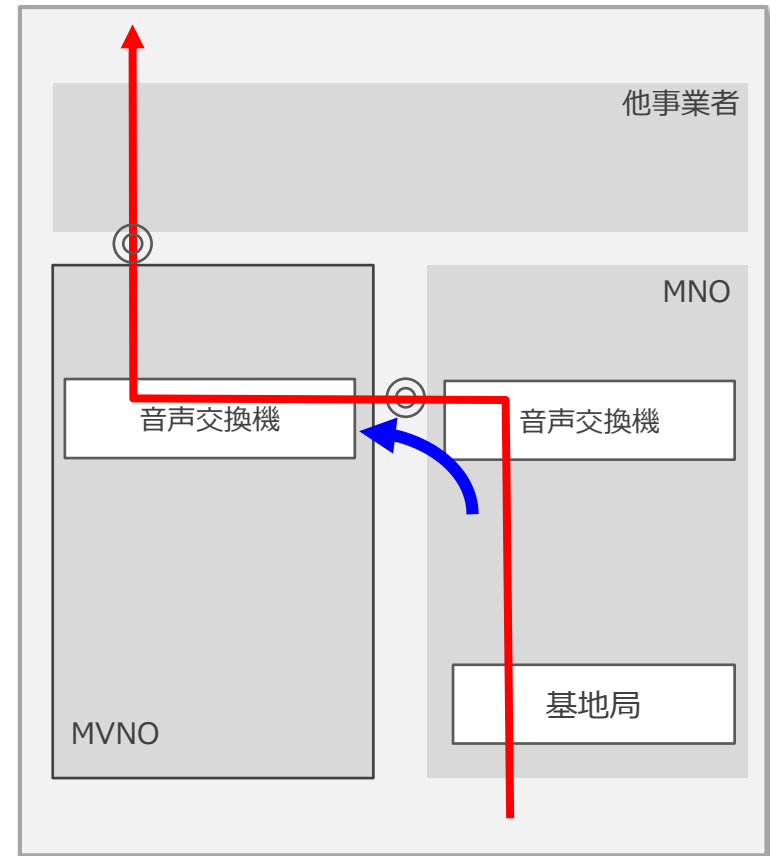


交換機におけるプレフィックス（00XY）付与

接続の場合であってもMNOと同等のサービス提供を実現

- ✓ 現状の音声接続（中継電話サービス）には「専用アプリの利用」が必要等
（12/3接続料研究会 事務局資料）
- ▼
- ✓ MVNOが音声接続を行う場合、当社の交換機においてプレフィックス番号を自動付与する開発を行うことで解決可能

- 当社は、過去MVNOとの音声接続に係る協議において、当社交換機側でプレフィックス番号を付与する開発を行う方式が選択可能である旨を説明。
- 音声接続に係る要望があれば、過去の協議と同様、実現に向けて真摯に対応を行う考え。



ユーザ側で00XYの付与は不要



キャリア通話における接続を利用した音声呼

現時点においても複数の事業者が音声接続を実施

構成員限り

接続に対する当社スタンス

接続の要望に対し真摯に対応を行う考えであり
実質的に代替困難な事由は存在しない

既に音声接続を実施

現状においても
既に音声接続を実施する
事業者が複数存在

同等のサービスが実現可能

当社の交換機において
プレフィックス番号を
自動付与する開発を
実施可能

その他要望に対応

協議において具体的な要望があれば
一部機能（緊急通報等）
についてビジネスベースで
提供することも検討

卸契約に対する当社スタンス

MVNOからの要望や市場の環境変化（新規事業者の参入、5G等の新技術・新サービスの導入等）を勘案し、音声卸料金を見直す考え

MVNOからの要望

市場の環境変化

総務省委員会等の議論



音声卸料金の見直し

意見まとめ

- ✓ **自由な卸契約こそが、イノベーションを加速させ、市場を拡大**
- ✓ **接続協定方式において、実質的に代替性を困難としている事由は存在しない**
 - ・モバイル市場においては、多様な通話方式が存在しており、事業者が設備投資リスクや品質、料金等を総合的に勘案して戦略的に選択
 - ・キャリア通話においては、接続協定方式と卸契約が選択可能
 - ・当社と相互接続し、音声サービスを提供している事業者も現に存在
 - ・当社交換機においてプレフィックス番号を自動付与する開発を行うことで、MNOと同等のサービスが実現可能
 - ・仮にMVNOとの協議において、具体的な要望があれば一部機能（緊急通報等）について提供することも検討する考え
- ✓ **MVNOからの要望や市場の環境変化を勘案し、音声卸料金を見直す考え**